

2012年10月26日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・大証・名証第一部

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(グループCEO:永井浩二、以下「当社」)は、本日開催の経営会議(※)において、下記のとおり新株予約権の発行を決定した。

(※)経営会議はグループCEO(代表執行役)、グループCOO(代表執行役)、部門CEO、その他グループCEOが指名する者によって構成される当社の機関であり、取締役会決議により新株予約権の発行を含む重要な業務の決定を委任されている。

記

1. 発行する新株予約権

第51回新株予約権(当社の子会社の取締役及び使用人を対象)(※1)

(※1) 第51回新株予約権は会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づいて新株予約権の発行を行うものである。

2. 新株予約権を発行する理由

第51回新株予約権は、新株予約権の割当時点における当社普通株式の時価を基準に権利行使価額を決定するものであり、日本では税制適格型の新株予約権である。これを当社の子会社の取締役及び使用人を対象に割り当て、付与後2年間権利行使を制限することで、以下の効用を期待する。

- (1) 当社の子会社の取締役及び使用人の報酬の一部に、延べ払い的な要素を取り入れることにより、優秀な人材を中長期的に確保する。
- (2) 当社の子会社の取締役及び使用人の報酬の一部を当社の株価と連動させることにより、株主との利害の一致を図る。

3. 新株予約権の割当の対象者及びその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

| 名称 | 当社の子会社の取締役及び使用人 | | |
|---------------|-----------------|----------------|--------------------------|
| | 人数 (名) | 新株予約権の数 (個) | 新株予約権の 目的となる普通株式の数(株) |
| 第51回 新株予約権 | 1,258 | 28,570(※1) | 2,857,000 |

(※1) 一人当たりの割当数は10～100個

上記の個数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、その割り当てる数をもって新株予約権の数とする。

4. 新株予約権の発行要領

| | 第51回 |
|--|---|
| (1) 割当の対象者 | 当社の子会社の取締役及び使用人 合計1,258名 |
| (2) 新株予約権の 総数 | 28,570個 |
| (3) 新株予約権の 行使に際して出 資される財産の 価額又はその算 定方法 | 平成24年10月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社の普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社の普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は、これを切り上げる。 |
| (4) 新株予約権の 目的である株式 の種類及び数 | 本新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。 なお、別途当社が定める事由が発生した場合は、別途当社が定める方法により、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(付与株式数)の調整を行う。 |
| (5) 新株予約権の 払込金額又はそ の算定方法 | 新株予約権と引換に金銭の払込みを要しない。 |
| (6) 新株予約権の 行使期間 | 平成26年11月13日～平成31年11月12日 |

| | |
|---|---|
| <p>(7) 新株予約権の行使条件</p> | <p><1>1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 <2>新株予約権者が、新株予約権の割当日から権利行使期間の開始時点まで当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。 なお、定年退職等別途定める事由に該当する場合を除き、権利行使期間の開始以前に当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は消滅する。 <3>権利行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職もしくは懲戒解職の決定又はこれらに準ずる事由がないこと。</p> |
| <p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額</p> | <p><1>増加する資本金の額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。 <2>増加する資本準備金の額 資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額。</p> |
| <p>(9) 新株予約権の取得に関する事項</p> | <p>当社以外の者に対する当社の発行済み普通株式の全部にかかる譲渡が行われたとき、当社が当事者となる合併契約書又は株式交換契約書が株主総会で承認されたときは、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が別途定める日に、当社は本新株予約権を取得することができる。</p> |
| <p>(10) 新株予約権の譲渡制限</p> | <p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。</p> |
| <p>(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い</p> | <p>上記(9)に記載のとおり。</p> |
| <p>(12) 新株予約権の割当日</p> | <p>平成24年11月13日</p> |
| <p>(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い</p> | <p>新株予約権証券は発行しない。</p> |